

第8期介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に対する自己評価シート(令和4年度実績)

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和4年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
						【自己評価基準】 ・評価基準どおり、もしくはそれ以上に達成できた場合は、A。 ・評価基準に満たない、もしくは達成できなかったとしても、改善可能な課題がある場合は、B。 ・目標を達成する環境が整っていない、もしくは検討段階である場合は、C。 ・まったく事業に対する取り組みができていない場合は、D。		
①自立支援・介護予防・重度化防止		介護予防普及啓発事業の充実 ①介護予防講座の実施 公民館等で、運動メニューを中心に口腔・栄養・認知症予防を取り入れた講座を開催し、仲間づくりや地域のつながりを深めながら、介護予防の普及啓発を進めていきます。 また、地域からの依頼に応じて出前講座として、住民主体の通いの場へ出向き、介護予防の普及啓発を進めるとともに、フレイルサポーター、コグニサイズ普及員、8020運動推進員、いきいき健康サポーター、食のソムリエ等の活動の場の拡大を目指します。 また、地域高齢者支援センターと連携を図り、身近な場所で気軽に集うことができる居場所づくりを推進し、介護予防活動を展開します。	ア 運動講座の開催数と延参加者数 R3 124回 3,100人 R4 130回 3,250人 R5 136回 3,400人 イ 栄養講座の開催数と延参加者数 R3 47回 950人 R4 50回 1,000人 R5 50回 1,000人 ウ 口腔講座の開催数と延参加者数 R3 47回 950人 R4 50回 1,000人 R5 50回 1,000人	85	ア 運動講座の開催数と延参加者数 R4 70回 1,421人 イ 栄養講座の開催数と延参加者数 R4 9回 150人 ウ 口腔講座の開催数と延参加者数 R4 9回 170人	A	新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の参加者数は伸び悩んだが、後半は対策の緩和に伴い従来並みに戻ってきた印象がある。基本的な感染対策をよびかけながら、地域高齢者支援センターとも連携し、引き続き地域住民が集まる公共施設や商業施設におけるフレイル予防普及啓発活動に力を入れていく必要がある。	新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の参加者数は伸び悩んだが、後半は対策の緩和に伴い従来並みに戻ってきた印象がある。基本的な感染対策をよびかけながら、地域高齢者支援センターとも連携し、引き続き地域住民が集まる公共施設や商業施設におけるフレイル予防普及啓発活動に力を入れていく必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和4年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
		②出前講座の実施 地域全体で介護予防や防犯の意識が高まるよう、老人クラブや自治会等の活動場所に出向いて引き続き講座を実施します。栄養士や歯科衛生士などの専門職等が講師となる高齢者のための健康講座(体操・口腔・栄養)、介護保険制度や認知症理解・予防のための講座、健康づくり、生涯学習、生活相談、秦野警察署と連携した防犯研修会や交通安全教室などを行います。	実施回数 R3 260回 4,000人 R4 270回 4,100人 R5 280回 4,200人	86 75	高齢者のための健康講座(体操・口腔・栄養)、介護保険制度や認知症理解・予防のための講座、健康づくり、生涯学習、生活相談、交通安全講座などがあります。 実施回数 R4 224回 3,359人	A	目標値より下回ったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の対策を講じた上で、実施を希望する団体や新規申込みの団体が前年度より増加した。	繰り返し利用してもらえるよう、各団体の要望に沿った講座づくりを続けていく。新規申込みを獲得できるよう、周知を図る。
	【現状】本市では、平成28年1月から、介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。介護予防・生活支援サービス事業として、要支援者等の多様なニーズに対応できるよう、全国一律の基準による予防給付型サービスのほか、国基準の一部を緩和した市独自の基準による基準緩和型サービス、住民ボランティア主体によるサービス、リハビリ専門職等による短期集中サービス及び移動支援サービスを実施しています。また、一般介護予防事業として、65歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防事業を実施し、要介護・要支援認定を受ける前の虚弱な高齢者を対象とした、さまざまな健康増進、介護予防事業を展開しています。 【課題】高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援し、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることができるよう、適宜、事業の在り方を見直すことや、地域高齢者支援センターのケアマネジメントにより適切なサービスが提供されるようにすることが必要です。また、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中で生きがいや役割を持って生活出来るような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチを含めた、介護予防で得られた活動的な状態をバランスよく維持するための活動や社会参加を促す取組が必要です。	③介護予防活動の育成・支援 ア 地域介護予防活動の支援 高齢者にとっては居場所となり、支え手にとっては社会参加や生きがいとなるような、地域住民や民間事業者による自主的な介護予防活動を支援します。地域に通いの場を立ち上げ、継続していくことができるように活動経費の一部を補助するほか、市が活動を認定し、活動内容等の周知を支援します。 イ 認定ヘルパー、認定ドライバー研修の実施 本市独自の介護予防事業である、介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型・住民主体型サービスの従事者を養成する研修を行います。 ウ キャラバンメイトの育成・支援 認知症になっても住み慣れた地域で生活することができるまちを目指して、認知症サポーター養成講座の講師及び地域での見守りの支援者となるキャラバンメイトの定期的な養成に努めます。 エ 自主グループ 地域高齢者支援センターと連携を図り、身近な場所で気軽に集うことができる居場所づくりを推進し、介護予防活動を展開します。	ア 地域介護予防活動の認定 地域介護予防活動の補助交付団体数と認定団体数 R3 補助65団体 認定15団体 R4 補助74団体 認定16団体 R5 補助83団体 認定17団体 イ 認定ヘルパー・認定ドライバー養成研修の実施 認定ヘルパー養成研修 R3 1回 R4 1回 R5 1回 認定ドライバー養成研修 R3 2回 R4 2回 R5 2回 ウ キャラバンメイトの育成・支援 R3 340人 R4 360人 R5 380人	85 66 77	ア 地域介護予防活動の認定 地域介護予防活動の補助交付団体数 R4 補助69団体 認定15団体 イ 認定ヘルパー養成研修 R4 1回 認定ドライバー養成研修 R4 2回 ウ キャラバンメイトの育成・支援 R4 延 337人(6人養成)	A	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で活動を縮小する団体もあったが、感染予防対策を行うことで工夫して活動出来た。 予定通りの実施ができた。 予定通りの実施ができた。 また、担い手確保を目的として、修了者に対するアンケート調査を実施した。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市主催のキャラバンメイト養成講座の開催を見送ったが、県主催講座への参加を積極的に呼びかけ、新規6人のキャラバンメイトを養成した。	地域介護予防活動支援補助金及び認定の周知を図り、地域の身近な場所での憩いの場を増やす。 実際に就労に結び付くよう、受講者のフォローアップを行う。 アンケート調査結果をもとに、フォローアップ研修を実施し、担い手確保につなげる。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でキャラバンメイトの活動が縮小している。活動の再開に向けて、支援していく必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和4年度(年度末実績)			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
			エ 自主グループ団体数 R3 36団体 R4 43団体 R5 50団体		エ 自主グループ団体数 R4 28団体		H30年度からはだのさわやか体操の普及啓発を図っている。新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響で休止中の団体もあるが、令和4年度から再開する団体、新規に立ち上がった団体も出てきている。	介護予防体操の普及に継続的に取り組み、自主的に体操を通して集まれる通いの場の立ち上げについて、支援していく必要がある。また、自主グループ代表者、参加者の高齢化に伴い、運営に困難が生じている団体が出てきており、持続可能な運営が図れるような体制整備が必要と思われる。
①自立支援・介護予防・重度化防止		介護予防・生活支援サービス事業の充実 住民主体型サービス(通所型) 元気な高齢者、要支援等の方を対象に、住民ボランティア団体、NPO等が運営する通所サービス(介護予防体操、会食などを行う通いの場)を実施します。	サービス件数(利用者延べ人数) R3 1,786件 R4 1,965件 R5 2,162件	84	サービス件数(利用者延べ人数) R4 2,992件	A	新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、対策を講じながらサービスを実施することができた。	より広くサービスを周知し、利用者及びボランティアを増やすため、各地域高齢者支援センター等関係機関との連携を図る。
①自立支援・介護予防・重度化防止		地域介護予防活動支援事業の充実 地域の高齢者の通いの場の充実 超高齢社会において健康寿命の延伸を図るため、定期的に介護予防体操を行う通いの場を増やします。	「はだのさわやか体操で介護予防」参加実人数 R3 430人 R4 500人 R5 570人	86	参加者実人数 R4 336人	A	新型コロナウイルス感染症の影響が残り、活動休止のまま再開できない団体や、そのまま閉止する団体などもあったが、新規団体の立ち上がりもあり、参加実人数はほぼ同数に維持できた。	適切な感染予防対策を取りながら、継続して介護予防体操を実施できるようフォローしていく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響から目標値には届かない状況だが、感染対策が緩和されてきていることもあり、新規団体の立ち上がりの話も出てきている。体操と社会参加の効果を周知しつつ、通いの場の拡大を図っていく。
①自立支援・介護予防・重度化防止		介護予防・日常生活支援総合事業において取り組む各事業について、目標値の達成状況等の評価を行い、その結果を検証して事業の改善に生かしていきます。	一般介護予防事業評価事業の実施	87	要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指すため、総合事業の実績調査を実施した。 介護保険からの卒業件数 R4 109件	A	介護予防・日常生活支援総合事業における各事業について、サービスの利用状況をまとめ、卒業件数(介護予防・日常生活支援総合事業を利用し、自立した件数)について確認した。	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスA・B・C・Dの特徴を活かした効果的なサービス提供について検討していく。
①自立支援・介護予防・重度化防止		地域における介護予防の取組を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。	地域リハビリテーション活動支援事業の会議の開催回数 R3 6回 R4 6回 R5 6回	87	実施回数 R4 5回	A	地域ケア会議、通いの場での体力測定・体操指導にリハビリテーション専門職の関与した。 地域リハビリテーション活動支援事業打ち合わせでは、介護予防体操DVD改訂、事業評価について実施した。	リハビリテーション専門職の協力を得ながら、全市的に新たに完成した介護予防体操改訂版の普及を図っていく。また、健康寿命の延伸につながる活動になっていくか評価していく必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容				令和4年度(年度末実績)				
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
②給付適正化	給付適正化事業の推進 【現状】 介護保険サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費は年々増加しています。市内のサービス事業者数も増えていく中で、限られた財源を有効に活用し、真に必要なサービスを提供していくためには、介護給付の適正化を推進していく必要性、重要性が更に高まっています。 また、適切なサービスの確保を行うとともに不適切な給付を減らすことは、介護保険制度の信頼を高め、制度の持続可能性を高めていくことにもつながります。 【課題】 給付適正化事業の実施には、介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携が必要不可欠です。適正化の目的を広く市民や事業者と共有していくことに加え、ケアプランの作成を中心としたケアマネジメントを担う介護支援専門員との連携を強化し、適正化への理解や協力を求めていく必要があります。 また、適正化事業を推進していくうえで、専門的な知識を有する職員の配置が十分とは言えない現状では、ケアプランの点検等において細部にわたった点検が効果的に実施できているとは言い難く、今後、市においても専門職の配置を含めた職員体制の構築を検討していく必要があります。	要介護認定は介護保険法の定めにより、全国一律の基準で客観的かつ公平に行う必要があります。適切な認定審査が行われるよう、認定調査員や認定審査会委員の研修を実施し公平・公正な認定に努めます。	要介護認定の適正化	98	●介護認定審査会実施回数 R4 171回 ●要介護・要支援認定審査件数 R4 5,856件 ●秦野市主催認定調査員研修 R4 1回実施(・1月)出席者12人 ●県主催認定調査員研修 R4 1回実施(5月・9月)出席者15人 ●秦野市主催認定審査会委員研修 R4 3回実施(11月・2月)出席者9人 ●県主催認定審査会委員研修 R4 1回実施(3月)出席者9人 ●法令改正や手続きの変更等について包括連絡会やケアマネ事業部会で周知(適宜)	A	市主催の介護支援専門員新任者用の認定調査員研修を行い、調査員が適正な認定調査の実施と正確な一次判定の判断ができるように促した。 また、新規の認定審査会委員研修の実施を行い、統計的な推定になじまない申請者固有の手間があつて特記事項や主治医意見書の記載内容から二次判定の判断が正確にできるように促した。 申請者の増加により審査件数が増加しており、認定結果を出来るだけ速やかに送付できるよう努めている。	各調査事業所の認定調査員向けの初任者用研修は行っているが、認定調査票の突合結果を分析した結果を、包括連絡会やケアマネ事業部会で周知していく必要がある。 介護認定審査会の各合議体が同じ基準で公平かつ公正な認定結果が出せるよう引き続き研修会を開催し認定審査会委員への情報提供を今後も引き続き行っていく。
②給付適正化	給付適正化事業の実施には、介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携が必要不可欠です。適正化の目的を広く市民や事業者と共有していくことに加え、ケアプランの作成を中心としたケアマネジメントを担う介護支援専門員との連携を強化し、適正化への理解や協力を求めていく必要があります。 また、適正化事業を推進していくうえで、専門的な知識を有する職員の配置が十分とは言えない現状では、ケアプランの点検等において細部にわたった点検が効果的に実施できているとは言い難く、今後、市においても専門職の配置を含めた職員体制の構築を検討していく必要があります。	受給者が真に必要なとする過不足のないケアプランが作成されているか、厚生労働省の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用して多職種と共同して点検を実施し、介護支援専門員等の「自立支援に資するケアマネジメント」についての気づきを促し、ケアプランの質の向上を図ります。	ケアプランの点検	98	(要支援・要介護認定者) R4 対象:介護支援専門員(居宅介護支援事業所の管理者)38人 内容:秦野市介護支援専門員協会が作成した「自己点検ガイド訪問介護編」を活用し実施 件数:290件 (総合事業利用者) 地域ケア会議の際に新規全件を対象に点検。	A	「自己点検ガイド～訪問介護編～」を用いて、提出された点検報告書を元に介護支援専門員自身がケアプランを振り返り、点検結果について市から介護支援専門員へフィードバックを行った。介護支援専門員一人ひとりがプラン作成について再認識し、適切なプラン作成への意識づけとなった。	今後の実施方法について検討を深め、継続実施につなげていく必要がある。
②給付適正化	給付適正化事業の実施には、介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携が必要不可欠です。適正化の目的を広く市民や事業者と共有していくことに加え、ケアプランの作成を中心としたケアマネジメントを担う介護支援専門員との連携を強化し、適正化への理解や協力を求めていく必要があります。 また、適正化事業を推進していくうえで、専門的な知識を有する職員の配置が十分とは言えない現状では、ケアプランの点検等において細部にわたった点検が効果的に実施できているとは言い難く、今後、市においても専門職の配置を含めた職員体制の構築を検討していく必要があります。	平成29年度から開始したリハビリテーション専門職による事前及び事後の聞き取り・現地調査を引き続き実施するとともに、介護支援専門員及び施工事業者への研修等を行い、要介護等認定者の身体状態に合った適切な住宅改修、福祉用具貸与・購入を推進します。	住宅改修等の点検	98	住宅改修現地調査実施回数 令和4年度:4件	A	書類審査の結果、現地調査を実施し、住宅改修、福祉用具購入及び貸与について、リハビリテーション専門職による利用者の安全性等に配慮した視点での点検を継続して行った。これにより本市事務担当者の審査事務の資質を向上するとともに、点検・調査により把握した内容を分析し、住宅改修等事業者に対する指導や適正なサービス環境を整備することにつながった。	適切な住宅改修の利用を推進するため、必要時、住宅改修現地調査や研修を実施していく必要がある。
②給付適正化	給付適正化事業の実施には、介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携が必要不可欠です。適正化の目的を広く市民や事業者と共有していくことに加え、ケアプランの作成を中心としたケアマネジメントを担う介護支援専門員との連携を強化し、適正化への理解や協力を求めていく必要があります。 また、適正化事業を推進していくうえで、専門的な知識を有する職員の配置が十分とは言えない現状では、ケアプランの点検等において細部にわたった点検が効果的に実施できているとは言い難く、今後、市においても専門職の配置を含めた職員体制の構築を検討していく必要があります。	国保連の給付適正化システムを活用し、複数月にまたがる請求明細書の内容の確認及び提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、医療保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供サービスの整合性を確認するなど介護給付の適正化を図ります。	縦覧点検・医療情報との突合	99	毎月帳票を用いて医療保険担当と介護保険担当が点検・連携し、必要に応じてサービス事業者へ問い合わせをしている。	A	国保連に縦覧点検、医療給付情報の突合について委託しており、医療給付情報と介護給付情報の突合結果について情報提供を受けている。それをもとに医療保険担当と介護保険担当が点検・連携し、必要に応じてサービス事業者へ問い合わせをし、返戻につながった。	今後も日常業務の中でのチェック体制を確立・継続していく必要がある。